主 文

- 本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とし、附帯控訴費用は被控訴人らの負担とする。

事 実

当事者双方の求めた裁判

(控訴事件)

(-)控訴人

- 原判決中控訴人敗訴部分を取消す。
- 被控訴人らの請求を棄却する。
- 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。
- $(\underline{-})$ 被控訴人ら
- 1
- 本件控訴を棄却する。 控訴費用を控訴人の負担とする。

(附帯控訴事件)

(-)被控訴人ら

原判決中、被控訴人ら敗訴部分を取消す。

控訴人は、別紙請求債権目録1記載の被控訴人らに対し、同請求債権目録1の (16)、(17)項記載の各金員、同目録2記載の被控訴人らに対し、同目録2 の(13)記載の各金員、同目録3記載の被控訴人らに対し、同目録3の(14)、(15)記載の各金員、同目録4記載の被控訴人らに対し、同目録4の(1 (14)記載の各金員、及び、これらに対する昭和五五年――月一日から各 支払いずみまで年五分の割合による金員を支払え(一部減縮)。

訴訟費用は第一、二審とも控訴人の負担とする。

控訴人

本件附帯控訴を棄却する。 1

附帯控訴費用は被控訴人らの負担とする。

当事者双方の主張及び証拠関係

次のとおり付加するほかは、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用す る。

(主張)

(-)控訴人

1 本件八〇パーセント条項の効力

右八〇パーセント条項を当然無効とすることの不当性

八〇パーセント算定の基礎となる該当項目のうち、とくに年次有給休暇、生理休暇、産前産後休暇、育児時間、労働災害による休業、及び、治療のための通院時 間、ストライキ、団交等の組合活動を取りあげ、労基法等の規定の趣旨に照らし、 八〇パーセント条項が当然無効であると結論すべきではない。

① いわゆる八〇パーセント条項は、右各規定に定められた労働者の権利行使を抑 制しようとするものではない。労働者は法の定めるとおり自由に権利行使をして差支えないのである。それどころか、ストライキ等の組合活動の場合を除き、労基法が無給でも差支えないとしているところも、控訴会社(以下、単に会社ということがある)では有給にして、一段と権利行使を容易にする環境を造出しているのである。 る。したがつて、右各立法趣旨に照らし、右条項が違法とされる理由はない。 方、組合からの賃上げ要求(経済闘争)に対して、いくらの額をどのような条件で どの範囲の人に認めるかは、労使間の取引に関するので、仮に会社がゼロ回答を し、或いは、昇給の対象から外す提案をし組合がそれを了承した場合には、それは

その年度の昇給請求権が発生しなかつたことに帰着し、労働者の既得権を何等侵害するものではなく、また、違法といわれることはない。 ② そして八〇パーセント条項は、会社が昇給を認めるにあたつてつけた非該当者の条件であり、また、賃上げ協定において非該当者を明記することは不可欠の要件であるので、その条件をつけることについては特に問題はなく、労働者の権利行 使には直接影響はないものの、(一) その結果として翌年の昇給対象者から外されることになるかも知れないので、その不利益を避けるために自主的に権利行使を差し控える心境にさせるおそれがある点、及び、(二) 産前産後の休暇や労災による 長期休業の場合のように、休み方如何によつては自動的に権利行使の結果昇給非該

当者が出てしまう点の二つにおいて、八〇パーセント条項該当者には昇給を認めないという協約部分にその当否をめぐり疑念が発生する余地ありとされるが、(一) については、法に定める、年次有給休暇に加えて生理休暇等をとつても八〇パーセ ントを越えることはないので、不利益を避けるために権利行使を差し控える必要も ないこと、及び、世間一般に広く行なはれている日給月給制や昇給査定制度等が、 自主的に権利行使を差し控える心境にさせるおそれのある度合との比較において、 判断されているのが参考とされるべきである。 ③ 前述のように、八〇パーセント条項は、法の直接禁止する事項に影響せず、昇給請求権の存否に影響を及ぼすにすぎないもので、もともと、昇給請求権は期待的権利にすぎず、かつ、労使の交渉結果によつてはじめて具体化するものであるか それが合法的手続によつて排除されることにまで、画一的に労基法三九条、六 五条ないし六七条、七五条ないし七七条、一九条、憲法二八条、労組法七条等の各 規定ないしはその規定の趣旨が及び、法律違反を惹起せしめたり、ひいては民法九 ○条の公序良俗に反して当然無効であるときめつけるべきではない。それは、あま りにも上述の規定ないし規定の趣旨を拡大解釈し、労働協約締結の意味を軽視しているものといえよう。むしろ、如何なる場合にも単純に労基法違反となるとの視点 を捨て、労働者側の不利益の程度と会社の右条項を設定するに至つた必要性との度 合を勘案して柔軟に判断すべきものである。ただ、団交やストライキに関する部分 については、労働者個人の権利行使ではなく労働組合としての活動であるから、 の労働組合が右条項を承諾して労働協約を締結したものである以上協約自治の原則 からいつて、その部分についても憲法二八条や労組法七条をもち出して強行法規違 反であり民法九〇条の公序良俗に反するときめつけるのは、正当でない。 労働者側の不利益の程度と会社の右条項を設定するに至つた必要性との度合を 勘案して判断する場合、②で示した(一)と(二)の二つのグループに該当条項を 分けて考えるのが合理的である。そして、(一)には年次有給休暇と生理休暇が入り、(二)には産前産後休暇、育児休暇、労災病に基づく休業、通院時間が入る。 控訴人はもとよりすべての条項が合法で許されるものであると主張しているのであ るが、仮にそれが認められないとしても、本件八〇パーセント条項は、会社の稼働 率が年々急速に低下し経営が悪化したため、その再生の基礎として導入され、労働協約として成立したものであり、(一)の法定年休を全部とり、かつ、生理が全部労働日に発生して生休を十分にとつても(年休二一日間、生休二四日、合計四五日)その余の不就労がない限り八〇パーセント条項には該当しないのであるから、 当然協約自治の範囲内に属し、この条項を設けること自体強行法規違反であるとか 公序良俗に反するとまではいうことはできない。これに反し、(二)の該当項目 は、本人の意思によつて出勤率をよくする可能性が極めて少ないので、これをも八〇パーセント条項の中に含ましめることには、問題が生じ得るとの見方もあるが、これらはいずれもその期間が概して長期であり、不就労という事実と法律により有給の保護が与えられていない産体、育児時間や労災保険において全額の補償が与え られていない労災休業、通院についてもその期間中全額賃金が支給されているとい

(2) 右八〇パーセント条項の合法性

いうことはできない。

① 八〇パーセント条項の原因項目の中には、労働者の個人的理由と責任において非稼働を招来するもの(遅刻、早退、欠勤、私用外出)や、就業規則によつて付与された法定外の慶弔特別休暇、育児休暇、妊婦通院休暇が入つているが、これらの原因項目に基づく非稼働に対して、昇給上不利益な取り扱いをなすことを約定することは、契約自由の原則にもとづき、違法ないし公序良俗違反を非難することはできない。また、交通機関の延着による非稼働時間を、八〇パーセント条項の原因項目に加えることも、非難し得ないものと考える。

う事実に着目すれは、昇給部分について差を設けること自体、公序良俗に反すると

② 日常の組合活動については、ストライキや団体交渉の場合と異なつて、八〇パーセント条項の不就労時間に算入することは何ら違法ではない。しかし、団体交渉については、これと異る判断をするのは疑問である。確かに、団体交渉権は、憲法で保障された権利ではあるが、それは労組法七条にあるように、使用者に団体交渉拒否(この点に強行性がある)を禁じているにとどまり、就業時間中の団体交渉開催を義務づけているものではないので、労使の自由交渉の結果、就業時間中になされた団体交渉による不稼働時間を、八〇パーセント条項の原因項目に入れたとしても、もともと団体交渉も組合活動の一種であり、ともに団体行動する権利の範疇に入れても決して間違つているとはいえないのであるから、一般の組合活動の場合と

つて、強行法規違反に関する問題ではない。
④ 年次有給休暇と生理休暇を原因項目に含ませても、強行法規に反し、八〇パーセント条項が無効といえないことについては既に述べたが、通院時間についても就労時間中を避けることが可能な現在の治療体制の下で、自主的になるべく就業時間中の通院を避け、或いは、通院時間を少くする努力をするように促がす八〇パーセント条項を、強行法規違反で無効であるということはできない。

能力があるか否かは、組合の統制権ないし組合員の組合への授権の有無の問題であ

- ⑥ 労働災害に基づく休業については、労基法は使用者に療養補償義務を課しているにすぎないものであり、労基法七六条は、災害を受けた労働者の最低生活を保障することを目的とし休業補償額は、事故発生当時において決定された平均賃金によって、支払われるから、休業補償を受けている労働者の休業が長期にわたり、かつ、その間に経済情勢の推移により物価水準及び一般賃金の変動の著しいときは、本条の趣旨が没却されることになるので、補償額をスライドさせて、その適正を図ることにしているものであるが、この際のスライドは、増額する場合と共に減額する場合も共に定められているので、これを右労基法の趣旨に照らして許されないとするのは誤つている。

(3) 以上述べたように、八〇パーセント条項の各原因項目のすべてに違法性はなく、強行法規や公序良俗に反して無効であるということはできないのであるから、右八〇パーセント条項が当然無効であるとするのは誤つている。そして、仮に、右主張に誤つた個所があり、右主張が認められない場合でも、右八〇パーセント条項を全部無効としてその適用を排除するのではなく、項目別に検討し、不適当、無効とされる項目のみを除いた八〇パーセント条項として、すなわち、その余の該当項目を合計して年間の日数が八〇パーセントを割る場合には昇給非該当者と

なる条項として適用すべきことを予備的に主張するものであり、これが一部無効の法律解釈理論に合致するというべきである。

2 八〇パーセント条項と労働協約の要素性

(2) 以下、八〇パーセント条項が協約の要素であることについて敷衍する。 ① 八〇パーセント条項は、協約締結の経緯や内容からみて賃上げ額と不可分一体 となつた協約の要素であり、それを賃上げ額部分と分解して考えることは、協定の 内容として特定化されたものを破壊してしまうもので許されない。八〇パーセント 条項を条件とし、これに立脚した議論をする場合、右条件を法律行為の効力の発生 又は消滅を将来の不確実な事実の成否にかからしめる附款であると限定するなら ば、八〇パーセント条項は条件でなく、賃上げ協約の内容そのものの一部で、控訴 会社が本件労働協約の締結にあたり希求した目的自体であると補足するものであ る。

② そうすると、八〇パーセント条項が無効であるとしても、その部分を除去した残部の内容の協約部分が、法律行為の一部無効の理論に則つて成立したものとおりまする限りにあることは、当事者の意思を尊重する限りにあるられる場合のほかは、一三の法律行為をしたであるうと認められる場合のほかは、一三の法律であると解釈すべきである。「おいれば、一三の大会項にはであるが、この条項に合意したので、それを信じて本件協約を締結したのである場合である。となる、一世の大会では理由がある。そのうえ、全体として、労使の力関係を背景として、労使によるのがあるので、分しているものであるので、労働協約のの体のとして、いわば計算されて妥協に到達し成立せしめられたものであるから、全体として一つの統一的な価値体系を形成しているものであるので、労働協約の本の体のがあった場合には、その部分のみ無効とすることはできない。そしてあるとの有力説も存在し、控訴人の主張を独断とすることはできない。そ

て、法律行為の無効原因と考えられるものにつき、強行法規と公序良俗に反する法律行為を無効原因とする場合を他の無効原因の場合と比較して特別に一部無効であるときめつけ、その部分を除いた他の部分を有効であるとして法律解釈をしなければならないというような別異の扱いをうけるいわれはない。借地借家法の領域の契約ではなく、労使の対等をはかるための争議権を保証されている団体交渉権を認めている労働組合法の領域に属する労働協約なのであるから、単純に弱者保護の場合と同視することは誤りである。

労働協約への調印の意味 ① 控訴会社と日シ労働組合との間に、八〇パーセント条項の記載のある各労働協約が締結されている。そうであれば、右労働協約は労組法一四条の効力発生要件を すべて備えているのであるから、協定に記載された内容はすべて有効に合意に達したものと判断されるべきである(法的安定性)。したがつて、組合は八〇パーセン ト条項は有効なものでないとして単に調印しているに過ぎないから、控訴会社は本 心から調印しているとしても八〇パーセント条項は相互に納得した協定の内容、要 素となつていないとするのは妥当でない。右のような場合には、組合は、八〇パー セント条項は無効で反対であるが、後日争う権利を留保して調印するとの趣旨の文 言を協約に挿入していない限り、八〇パーセント条項が協定の内容、要素になつて いないと否定することはできないとするのでなければ首尾一貫しない。そして、本 件賃上協定の中での昇給該当者を定める条項は、右協定の中の重要な一部であつ て、それを要素でないといい得ないこと、及び、両者は不可分の関係にあること は、既に詳述したとおりである。それ故に、組合は労働協約に無条件の姿で妥結調 印しているのであるから、組合の主張を容れるのであれば、心裡留保(民法九三条)、すなわち単独虚偽表示が本件協約について行れたものと認定すべきであつた。そして更に、控訴会社としても、組合が八〇パーセント条項つきの賃上げ協定 の成立を望んでいないことは、団体交渉や度々の組合からの除去の申し入れ、ない し、本件訴訟提起等によつて十分知つていたか、十分知ることのできる立場にいた のであるから、民法九三条但書により、本件各協定はすべて無効であるとされるべ きであつた。その点で、控訴人は、民法九三条但書により本件各賃上げ協定は無効 であるから、被控訴人らには昇給請求権は発生していないと主張するものである。 被控訴人らと組合が一心同体のもので善意の第三者の関係にないことについて

は、既既のとおりである。また、民法九三条但書により協約が無効となるときには、表意自体の瑕疵にもとづくものであるから協約全体が無効となり、一部の無効 個所を除去してその他の部分は有効であるとの論理は成立するものではない(賃上 げ部分と八〇パーセント条項は一体のもので、心裡留保の対象として分離して考え るべきものではない)。特にこの際有効な労働協約を締結するためには、法定の要 式 (署名押印) を履践する必要があることが想起されなければならない。本件八〇パーセント条項が無効なために、賃金引上げを含むその他の本件各協定の全部が無 効であると解するのは著しく不合理であるとし、本件八〇パーセント条項は無効で はあるが、それ以外の本件各協定中後記妥結月払条項を除くその余の条項はすべて 有効と解するのが相当であるとするのは妥当でなく、発生する結果がどのような影 響を及ぼすことになるにせよ、法律行為自体の成否ないし効力を法条に従つて解釈 せられるべきものである。

妥結月払条項の効力

八〇パーセント条項が強行法規に違反し無効であるとすることはできないからに は、妥結月払条項も強行法規や信義則に反し無効とすることはできず、これを有効 と解すべきである。また、八〇パーセント条項と妥結月払条項を日シ労組に受諾さ せるまでの会社の団体交渉態度が不当労働行為であるとして妥結月払条項が無効と なると解するのは論理が逆であつて、妥結月払条項の有効無効と右交渉態度とは本 来無関係のものである。

被控訴人らの慰藉料、弁護士費用に関する主張はいずれも争う。

被控訴人ら

本件八〇パーセント条項及び妥結月払条項の効力

右各条項は、強行法規違反として無効であるとともに、そもそも不当労働

行為であつて、この面からも無効である。

① 昭和四五年一一月二七日本件組合が結成されて以後、控訴会社は本件組合を壊 滅させるために、不当労働行為の態様を次々と変えながら今日まで攻撃を続け、裁 判所や地労委で不当労働行為の判断が下されても全く従わず違法とされた行為を継 続しているものであり、本件各条項も右組合つぶし攻撃の一環でありその最たるも である。会社は、賃金が労働者とその家族の生活を支える唯一の糧であり賃金攻撃が労働者に対する極めて深刻な打撃になることから、控訴会社は、本件八〇パーセント条項をテコとして、組合が数年にわたつて獲得してきた権利を一挙に剥奪し、かつ組合をつぶすことを意図して根本が復を導入したものである。控訴人は、 本件八〇パーセント条項は、会社の稼働率が年々急速に低下し経営が悪化したため その再生の基礎として導入されたと述べているが、控訴会社は、昭和五二年一〇月 には資本金を九億から二三億に増資し、昭和五四年二月には二九億となり、昭和五 三年度決算では二億五〇〇〇万円の黒字を出しており、また、これといつた経営悪化を防ぐ対策もとられておらず、八〇パーセント条項と経営状態との関係の検討もなされていない。このような事実からして、控訴人が主張するような八〇パーセン ト条項導入の理由は全く存在しなかつた。

② 本件八〇パーセント条項による影響は本件組合において圧倒的であり、会社は そのことを熟知していた。更に、実際の適用においても、救済措置の導入など 日シ労組員や守る会会員からできるだけ該当者を出さないようにしている。控訴会 社は、一方で、八〇パーセント条項という組合にとつてとうてい容認しえない制度の導入を図り、これを早急に実施するために、他方で、団交を拒否し、また、全日シ労組員には不利益が及ぶことを避けつつ、交渉が長期化するほど組合にとつて不利益が拡大する妥結月払条項をセットにして導入した。サなわち、右のような団交 の経過自体、妥結月払条項と八〇パーセント条項の不当労働行為性を、同時に浮き ぼりにしている。

本件八〇パーセント条項は、権利行使を妨げるものであり、強行法規たる (2) 労基法三九条、六七条、六五条、六六条、七五条、七六条、七七条、一九条、憲法 二八条、労組法七条などに違反し、民法九〇条に違反する。 ① 右八〇パーセント条項により賃上げがなされない不利益は、当該年度のみなら

ず、退職まで継続するばかりでなく、いわば複利計算になつて、差は拡大する。 夏、冬の一時金についても、賃金に一定率を乗じて計算するため、差はやはり拡大 されていく。退職金、年金についても、年を経るに従つて拡大しながらはねかえる のである。また、年々の賃上げは、物価上昇、貨幣価値の下落の中にあつて、実質 的には、従前賃金の保障になつている。したがつて、本件のように賃上げゼロとす ることは、実質上の賃金切下げをも意味し、賃金を唯一の糧として生活する労働者 にとつては、重大な不利益である。

以上のように、賃上げゼロによる不利益は、あまりにも大きく、休暇を有給にしたところで、とうてい比較にもならない。

② 昭和五四年秋に淀川労働基準監督署が、控訴会社につき労基法上の諸休暇の権利行使状況につき調査したところでは、昭和五一年の八〇パーセント条項導入前と導入後の昭和五四年の調査時では、右権利の行使は約三分の一に減少しているということである。現実に、権利行使が抑制されているというべきである。

例えば、生理休暇についてみると昭和四九年では一人当たり平均月一・二六日であつたものが、昭和五四年では平均〇・一ないし〇・二日と著しく減少し、八〇パーセント条項導入後は、生理休暇はほとんど取得できない状態に陥つている。また、労災による通院についても、八〇パーセント導入後、被災者は時間内通院を就業後に切りかえる、通院回数を減らすなどを余儀なくされている。

(3) 控訴人の項目別検討、柔軟な判断の主張について ① 控訴人は、労働者側の不利益の程度と会社の右条項を設定するに至つた必要性 との度合を勘案して、柔軟に判断すべきであると主張するけれども、まず、労基法 三九条、六七条、六五条、六六条、七五条、七六条、七七条、一九条、憲法二八 条、労組法七条などの規定の強行法規性を全く無視する主張である。また、そもそ も、会社が条項を設定するに至つた必要性などという事実が全く存在しないことは 前叙のとおりであり、更に、控訴会社が既に、昇給、昇格、一時金算定にとり入れ られていた出勤率でなく、本件のような労基法、労組法に基づく権利行使を含む移

① 団交権、ストライキ権、組合活動の権利は、憲法が労働者に保障する権利である。これら権利行使によつて賃金カツト以上に不利益取扱いをすることは違憲、違法である。ところで、日シ労組は企業利益のために法を無視する控訴会社から労働者の生活と権利を守るために結成された労働組合である。このため、控訴会社は日シ労組結成直後から日シ労組の活動を妨害し続け、職場での権利の獲得、行使を中心的に取組んだ日シ労組に対し、組合つぶしの強力な道具としてスト、団交を含む組合活動時間を八〇パーセント条項に含ましめたものであることは、その経過から明らかである。

イ 団交権について控訴人は、日シ労組との交渉の結果、就業時間中に団交開催が決つた時は不利益取扱いをしても合法だというが、どのような情況下の決定でも本件のような不利益取扱いをすることは違憲、違法である。そのうえ、控訴会社の日シ労組との団交態度はこれによる不就労時間を増大させ、不利益を拡大するもので、この条項は控訴人が拡大を可能にできる仕組みになつている。しかも、控訴会社は、全日シ労組とは実質団交をしながら、これを労使協議会の名称で呼び、就業時間中であつても不就労としての取扱いはしていないのに対し、日シ労組とは控訴会社の一方的指定による就業時間中、しかも会社外の場所でしか団交に応じない。

なお、就業時間中の組合活動も控訴会社が違法行為を繰り返すためにその救済を 求めて地労委、労基署にむけて行動せざるをえないことによるものである。すなわ ち、違法を争えば争う程賃上げなしで労働者の生活を厳しく圧迫され、争わなけれ ば会社内は控訴会社のいうがままとなり、結局は労働者の生活が圧迫されることと なる。団交権と同様、ここでも違法を繰り返すことで控訴人が不利益を拡大できる 仕組みになつているのである。

ロ ストライキ権について、控訴人は、平和条項より本件の方が行使抑制の度合は 少ないというが、これは全く逆である。平和条項は、一定の期間、あるいは一定の 事項を妥結した時に争議行為をしないことを約すもので、労使の一定の力関係の下 で妥協の産物として議論はありながらも一定の合理性はあるものとされている。し かし、本件不利益取扱いは包括的な権利抑制となり強行法規に違反する。

② 産前・産後の休暇

労基法は女性の尊厳、次代を担う母性の社会的役割を認め、婦人労働者に産前、産後を認めていることはいうまでもない。控訴人はこの点につき、本人の同意があれば産休取得を理由に本件不利益を課しても違法でないとするが、八〇パーセント条項が労基法六五条に違反し無効となるのは、賃上げゼロという著しい不利益を確実に或る場合には二か年にわたつて課することによつて、産前産後休暇の権利行使を抑制するからであり、本人の同意とは何の関りもない。しかも、本件八〇パーセント条項は、生む時期を調整したり、生むことを控えたりなど、人間の根源的権利である子供を生む権利をも否定するものである。

3 労災通院・休業について 控訴人は、労災は自然発生的なものとするが、このことの中に、使用者として安全配慮義務に違反したのだという自責のないことが端的に表われている。しかし、 労働災害は自然発生的なものではない。就業時間外で通院できるのだから、それを せよというのは、合法的根拠に欠けるものである。

2 本件八〇パーセント条項の無効の主張について

- (1) 控訴人が、右条項の無効のみを主張できないとするのは誤つている。すなわち、
- ① 協約自治の原則からいつて、その条項部分についても、憲法二八条、労組法七条、民法九〇条に反しない等とする控訴人の主張に共通する考え方は、民法レベルの判断に陥つていることでありこれでは、労働法成立以前の段階に逆戻りするものである。
- ② 控訴人の右主張は、不当労働行為制度の趣旨や労働法の強行法規性を没却するものである。労使の力関係により不当違法な内容を押しつけられることもありうるのであつて、それを争えないことになれば、力にまかせて違法なことをやつてやり得になるが、そのようなことは不当労働行為制度や労基法、労組法、憲法の趣旨からいつて許されない。また、いかに組合が同意しても、強行法規違反の協定が無効であることや無効の部分のみを除外しうることは、女性の結婚・出産退職制、若年定年制、差別定年制などの件で、すでに論証ずみである。本件の場合は、組合は争つていたのであるから、なおさらである。

(2) 協定成立の意味について

- ① もし、組合が、あくまで八〇パーセント条項に反対していたならば、今日でも昭和五一年賃上げ以降の賃上げ協定及び一時金協定は成立していないから、昭和五一年以降退職するまで、賃上げはゼロのままでかつ全ての一時金も支給されないことになつてしまう。しかも、妥結月払い制度の同時導入によつて、妥結がおくれればおくれるほど組合員の不利益が積み重ねられる。こうして、本件各協定は、組合としては涙をのんでのことであり、強要、強迫されてのものであつて、この妥結によって、会社の不当労働行為が治癒されるはずもない。また、組合は、八〇パーセント条項、妥結月払条項等について争う権利を留保しつつ妥結調印したものであり、控訴会社もそのことを認識していたのである。
- ② ついで、違法なものを含めないと全体が成立しないというのも疑問である。控訴会社において従前から、八〇パーセント条項なしで賃上げをしてきたこと、我国において上昇率はともかくとして、毎年の昇給は当然視されるに至つていること、その際本件のような条項をつける例はないこと、しかも、控訴会社は組合や組合員が本件条項を争うとわかつたうえで本件各協定を妥結調印していることなどを考えれば、八〇パーセント条項と妥結月払条項を除いた部分については、協定が有効に成立していることは当然である。

本件八〇パーセント条項が無効なために賃金引上げを含むその他の本件各協定の全部が無効であると解するのは日シ労組側にとつて極めて不利益となるのに対し、控訴会社は、違法な八〇パーセント条項を持ち出したことにより、現在まで賃金引上げを免れたことになつて不当に利益を得たこととなり、著しく不合理である。なお、協定成立によつてすでに全員につき賃上げのなされた賃金請求権を取得し

なお、協定成立によつてすでに全員につき賃上げのなされた賃金請求権を取得したところ、その適用除外条項が無効になれば、原則にもどるまでのことである。まさに、その適用除外が法に反しないかどうかが問われているのである。ちなみに、民法九三条但書の適用についていうならば、組合は賃上げについては全く心裡留保などしていない。したがつて、控訴人の論によつても、組合が真意ではなかつた八〇パーセント条項と妥結月払条項の両者のみが無効になるというべきである。

(3) ハ〇パーセント条項の無効と協定全体の効力

① 控訴人は、労働協約は統一的な価値体系を形成しているものであるから、一部対な部分があつた場合には、その部分のみ無効とすることなく全部を無効とするを無効と主張するが、これらは、逆に控訴人の主張を否定する根拠とる無効であると主張労働組合法三二四頁は、意思表示の瑕疵につき、錯誤による無効である。のである。のである。のではあるまいか、なお、労働協約中の一での規定に関するである。のである。のがよれば、控訴人のハーセント条項がは本のである。のであるのではない)の主張は認められず、後段の一部対したの場合であるものであり、本件は強行法規違反、公序良俗違反のある。がないというが、右記述は労働協約の統一性を尊重する立場から一部無効を許さず全体を有効とするというものであるから全く別異のものである。

② 控訴人は、労働者は団交権があるから、借地借家人に比して弱者ではないから、全体を無効にできるというが、憲法で労働者に労働三権が認められたのは、労働者が、使用者との間で経済的に圧倒的な差があることによるものであり、家主、地主と賃借人の比ではない。

③ 控訴人は、八〇パーセント条項は協定の内容であり、これが無効となるなら、 控訴会社につき重要な部分に錯誤があつたというが、控訴会社は、被控訴人らが争 うのを承知のうえで強引に各協定を押しつけたのである。

3 慰藉料請求及び弁護士費用について

(1) 債務不履行による慰藉料、及び、弁護士費用は、いずれも肯認されるべき である。

① 債務不履行の場合であつても、医療過誤や労災の場合は慰藉料、弁護士費用を 当然のこととして認めている。したがつて債務不履行の場合には慰藉料、弁護士費 用の請求が認められないとの一般論は成立しえない。

イ 金銭支払債務の不履行の場合であつても、金銭の支払を受けると必ず精神的苦痛が治癒されるというものではなく、債務不履行の態様、それに伴う精神的苦痛の程度によつては、事後的に金銭の支払を受けただけでは精神的苦痛は完全に治癒されない場合もある。

本件の被控訴人らは、控訴人会社の本件八〇パーセント条項により、労基法、労組法上の権利行使を行つたことを理由に賃上げゼロという著しい不利益を課されたものであり、これが二年連続し、或いは三年賃上げゼロとなつた者もある。賃上げがなされても、物価上昇により実質賃金はかえつて低くなつている現状にあつては、賃上げゼロとされたことによる、生活への圧迫、不安は大きく、これが年をおうに従つて拡大していくため、その精神的打撃はきわめて甚大である。

更に、みんなが上つているのに自分だけ全く上らないということが、どれ程大きな打撃であるか。本件八〇パーセント条項は、権利行使を行つた者に対し、賃金が、どれ程上げゼロとする事により、本人の権利行使を抑制するばかりか、みせしめとしての効果も狙つているのである。したがつて、賃金の差額を後になつて支払われたからといって、それまで被控訴人らが被つてきた苦痛が完全に治癒されるものではない。ローまた弁護士費用についても、被控訴人らが本件訴訟の遂行を弁護士である被控訴代理人らに委任したことはやむをえないから、右委任の費用は、控訴会社が不当に条項を決定したことに起因し、更に、控訴会社が被控訴人らの請求に対し、故意又は過失により不当に抗争したことと相当因果関係のある。

すなわち、控訴会社は違法かつ不当に被控訴人らの昇給を停止したことにより、本件訴訟の原因を作り、更に、被控訴人らの請求に対し、故意にかつ不当に抗争したことにより被控訴人らに弁護士費用の支出を余儀なくさせたのであるから、弁護士費用は当然本件と相当因果関係の範囲内にある損害なのである。
② ついで、被控訴人らが契約上の権利に基づき請求権を有している以上、不当労

② ついで、被控訴人らが契約上の権利に基づき請求権を有している以上、不当労働行為によつて右請求権が侵害されたとはいいがたいとするのは妥当でない。被控訴人らは契約上の請求権があるのに、控訴会社の不当労働行為意思により故意または不法、不当にその行使を妨げられているものであり、本件賃金不払いは不法行為を構成するのである。更に、本件不払いは、賃上げゼロという著しい不利益で、前述のごとく被控訴人らの生活をおびやかすのみならず、被控訴人ら以外の労働者に対し、みせしめの効果をも持つものであつて、その精神的損害は甚大であつて、後に賃金が支払われ、財産的損害が回復されてもなお回復されるものではない。

したがつて、本件賃金不払い(不履行)は、単なる債務の不履行ではなく、それをこえる組合つぶしを狙つた不当労働行為であり、本件不払いによりこうむつた精神的損害が、事後的な財産的損害により回復するようなものではない。弁護士費用についても、同じである。

(2) 慰藉料について

① 債務不履行と慰藉料

独立、対等な市民相互の関係を規定する民法・商法における単なる金銭債務の不履行と、企業から受領する賃金のみで生活を支えて行かねばならない労働者と企業の間を規定する労働法における賃金債務の不履行とを同列に論じることは適切ではない。労働法の分野においては賃金不払という金銭債務不履行により精神的損害が発生すれば、それに対する賠償として慰藉料が認められているのである。本件は労基法違反による賃金支払債務の不履行事件であり、その違反の程度は大きく、精神的損害に対する慰藉料が当然認められるべきである。

しかも、本件は単なる遅滞にかかる金銭債務の履行を求めた事案ではない。すなわち、八〇パーセント条項導入は、単に右条項該当者に賃金を支払わないという内容のものではなく、その目的は右条項によつて組合員の労基法上、労組法上の権利行使を抑制させ、結局権利そのものを形骸化させることにあり、加えて、それによつて組合員を不利益扱い、差別的に取扱い、組合そのものの団結権を侵害する意図と内容の攻撃するものである。被控訴人らの人間としての尊厳を侵害されてならないことは言をまたないが、八〇パーセント条項導入は、被控訴人らの全生活に影響を及ぼし、種々の支障、被害を生ぜしめ、かつ被控訴人らの人格を傷つけているのである。

② 不法行為と慰藉料

既に述べたように、本件八〇パーセント条項は、労基法違反であると同時に不当 労働行為そのものでもある。不法行為の場合に財産的損害を回復されてもなお回復 され得ない精神的損害を受けた格別の事情がある場合に慰藉料を請求できることは 明らかである。

イ この場合契約上の権利に基づき、賃金等の支払い請求権を有している以上、不 当労働行為によつて右請求権が侵害されたとはいい難いから、賃金等の不払いが更 に不法行為を構成するものとは解し難いということはできない。すなわち、契約上 の権利請求が成立しても、不法行為請求は成立し、二つの請求権が競合するという のが一般であるが、競合をしないということになれば結論がきわめて不合理とな り、いずれを主位、予備とするかで救済の範囲が異るのを容認すべきでない。本件 では、妥結月払い条項の導入が不当労働行為となり無効であることは明白であるか ら、仮に契約上の権利からでは慰藉料が認められないとすれば、不法行為請求権に よりこれを認めるか、少くとも慰藉料の限りで認めるべきである。

よりこれを認めるか、少くとも慰藉料の限りで認めるべきである。 口また、不法行為を構成するとしても「賃金等を支払わないことには、その純然たる財産的損害であるから、このような財産的損害を受けた場合には、その財産的損害が賠償されれば精神的損害も一応回復されたと解すべきであつて、ただお財産的損害を回復されてもなお回復され得ない精神的損害を受けた特別の事情がある場合に限つて精神的損害とあるのは誤りであり、財産的損害は、被害の指導を要した。 事業人事権監用などの使用者の労働者に対する違法攻撃固有の特徴があることを 部分であつてもその一部にすぎず、しかも、ここに、不当労働行為攻撃、差別攻 部分であつてもその一部にすぎず、しかも、ここに、不当労働行為攻撃、差別攻 事業人事権監用などの使用者の労働者に対する違法攻撃固有の特徴があることに、 、大事権監用などの使用者の労働者に対する違法ない損害を被つていることに、 、大事権監に原審から繰り返し主張してきたところであるが、本件違法行為の質、能 、被害の状況等についての主張立証が、そのまま特別の事情の存在の主張立証に も該当するものである。

③ 被控訴人らの被つた精神的苦痛について

控訴会社は、本件八〇パーセント条項導入により、賃上げゼロとするばかりでなく、昭和五三年からは各部で稼働率の順位をつけ、八〇パーセント以下の者は名前を呼ばれ、各班のチーフから事務所に呼ばれて注意をされる。これは、労基法上の権利行使を行つたり、労災通院によつて稼働率が八〇パーセントを割る場合でも、もちろん何らかわることなく、ようしやなく行われるのである。その中で、労災通院も満足にできず、退社後、夜間通院せざるを得ない状況となつている。

このように、本件八〇パーセント条項は、賃上げゼロという不利益取扱いに止らず、職場での権利行使を妨げる上司、班長の行動としても出てきているのであるが、正当な権利行使を理由に賃上げゼロとされることは差額賃金が後になつて支払

われれば回復できる程度のものではなく、以下に述べるような甚大な影響を、被控訴人らに及ぼしており、それによつて、被控訴人らの被つた精神的打撃は、きわめて大きい。

イ いうまでもなく、労働者は、賃金をその唯一の糧として生活を維持している。 そして、本件八〇パーセント条項が導入された昭和五一年以降も諸物価の高騰、公 共料金の値上げなどにより、賃上げがなされても、生活は苦しくなつているのが実 際であるが、本件は、賃上げ額が他に比べて少ない、或いは平均より少ないといつ たことにとどまらない、まさにゼロなのである。 ロ 被控訴人らは、いずれも正当な休暇権の行使或いは労災入通院によつて、稼働

ロ 被控訴人らは、いずれも正当な休暇権の行使或いは労災入通院によつて、稼働率八〇パーセントを割るに至つたのである。ところが、仕事はきちんとし、能力も十分あるにもかかわらず、賃上げゼロとなるため、昭和五一年度では、原審判決請求債権目録一記載のとおりの賃金差が生じる。

東に、一時金については、賃上げゼロによる低さに加えて、考課査定がなされ、 稼働率八〇パーセントを割つたこと、本件訴訟を提訴したことを理由に極めて低い 評価がなされ、被控訴人らにはプラスアルフアがゼロというのがほとんどである。 しかも、賃上げを避けようと思えば稼働率を気にかけ、出産を調整したり、育児時間を一部とらなかつたり、労災通院を退社後にまわしたりなどの非人間的生活を強いられ、それでも、子供が病気にでもなれば、有給休暇をとらざるを得ず、不安と神経を使つた一年間のすえに、結局賃上げゼロでみじめな思いをしなければならない。被控訴人らの職場では、八〇パーセント条項導入後、賃上げ時期、一時金の時期は皆が口をきかなくなり、職場が暗くなつている。

ハ 賃金差額を回復するには訴訟をせざるを得ず、裁判傍聴についても職場に気が ねをし、また、八〇パーセント条項の稼働率にひびくことを考えながら裁判所に来 ているのである。被控訴人らの多くは結婚、子供の誕生という人生においても最も 楽しい時期に、訴訟をせざるを得ない状況におとしいれられており、その精神的苦 痛は大きい。

なお、慰藉料については、控訴会社は大阪地労委で昭和五五年六月不当労働行為と判断され、原判決でも違法とされたにかかわらずこの制度を撤回しないで今なお行使していることにおいて、違法性がきわめて高く悪質であることを考慮に入れるべきであるし、会社が全く攻撃的で労働組合結成から一貫して執擁になしている違法行為の一環であることも考慮されるべきである。

(3) 弁護士費用

本件は単純な事件ではなく、会社の手のこんだ、一見労働協約での合法を装つた 内容のものである。また、その内容は労基法、労組法の諸権利と密接にかかわるこ とからその専門的知識、理解を不可欠とする。本件は被控訴人らが弁護士に委任し て訴訟手続を追行しなければ権利の擁護が非常に困難なものであることは明白であ る。

また、本件は犯罪行為ともいうべき(労働委員会の不当労働行為判断が行訴によって確定したのに遵守しないときは刑罰が科せられる)反倫理性、反社会性をつよく帯びる悪質な行為であり、これによつて生じた強度の違法状態を原状に回復するため本訴提起を余儀なくされたわけである。

そもそも債務不履行に基づく損害賠償請求においても、不法行為に基づく損害賠償請求と別異に解する理由はないとされるのであるが、本件は債務不履行のみならず不法行為をも構成する事案である。かかる事例、たとえば医療過誤や労災事故(安全配慮義務違反)などではほとんどすべての判決で弁護士費用が認められている。

本件を単なる金銭債務不履行であると判断するのが誤りであることは一概に慰藉料で述べたところである。控訴会社の本件行為と被控訴人らの弁護士依頼とは相当因果関係があり、本件弁護士費用は当然被控訴人らの被つた損害に含められるべきである。

(証拠関係) (省略)

理 由

一 当事者らの地位及び他の労組等の存在

控訴会社が、その肩書地に本社を、全国二九か所に営業所を置き、西ドイツのシェーリング・AG・ベルリン・ベルクカーメン株式会社から医薬品を輸入し、また、医薬品の製造販売を業とし、従業員約八〇〇名を擁する株式会社であること、

被控訴人らが、いずれも控訴会社の従業員であるか、又は、あつたものであり、総評化学同盟日本シエーリング労働組合(日シ労組)の組合員であること、控訴会社には、日シ労組のほか、全日本シエーリング労働組合(全日シ労組)と、職場と生活を守る会(守る会)なる組織があることは、いずれも当事者間に争いがない。

ニ 本件八〇パーセント条項締結の背景とその内容

次の事実は当事者間に争いがない。 1 日シ労組と控訴会社との間に、(1)、昭和五一年八月六日、(イ)賃金引上げ率を 昭和五〇年度基本給に対し、平均八・八パーセントとする、(ロ)賃金引上げ対象者は妥結時在籍者とする、但し、雇員、アルバイト、昭和五一年一月一日 以降入社した者、稼働率八〇パーセント以下の者は除く(本件八〇パーセント条 (ハ) 新賃金は妥結した月より適用する(妥結月払条項)とするほか、被控 訴人ら主張の内容による昭和五一年度賃金引上げに関する協定(五一年度協定)が 成立し、(2)、同五二年六月三〇日、(イ)賃金引上げ率を昭和五一年度基本給 に対し平均一〇パーセントとする、(ロ)賃金引上げ対象者は妥結時在籍者とす る、但し、雇員、アルバイト、昭和五二年一月一日以降入社した者、稼働率八〇パーセント以下の者を除く、(ハ)新賃金は妥結した月より適用するとするほか、被控訴人ら主張の内容による昭和五二年度賃金引上げに関する協定(五二年度協定) が成立し、(3)、昭和五三年四月二八日、(イ)賃金引上げ率を昭和五二年度基 本給に対し平均八パーセントとする、(ロ)賃金引上げ対象者は妥結時在籍者とす る、但し、雇員、アルバイト、昭和五三年一月一日以降入社した者、稼働率八〇パ <u>ーセント以下の者を除く、(ハ)新賃金は妥結した月より適用するとするほか、被</u> 控訴人ら主張の内容による昭和五三年度賃金引上げに関する協定(五三年度協定) が成立し、(4)、昭和五四年四月二七日、(イ)賃金引上げ率を昭和五三年度基本給に対し、平均八・六パーセントとする、(ロ)賃金引上げ対象者は妥結時在籍 者とする、但し、雇員、アルバイト、パートタイマー、昭和五四年一月一日以降入 社した者、稼働率八〇パーセント以下の者を除く、(ハ)新賃金は妥結した月より 適用するとするほか、被控訴人ら主張の内容による昭和五四年度賃金引上げに関す る協定(五四年度協定)が成立したこと。

「以下、賃金差額等ということがある)を支払つていないこと。 (二) そして、以上争いのない事実に、成立に争いのない甲第七、及び第九号証、同第一二ないし第一六号証、同第三五及び第四二号証、同第九五号証の一、本の存在も争いがない)、乙第一号証、同第五号証の三(同第五号証の二を訂正)、同第六号証の一、二(同第九号証の二に同じ)、同第七号及び第八号証、同第一二及び第一三号証、同審正人はの証言により真正に成立したと認める同第一と認める甲第六号証、原審証人はの証言により真正に成立したと認める乙第二号により真正に成立したと認める乙第二号証、原審証人は、同じの各証言、原審証人は(第一、二回)の各証言(各一部)、原審証人は、一部)、原審証人は、本人尋問の結果に弁論の全部であると次の事実が認められ、右認定に抵触する原審証人は(第一、二回)、及び当審証人がある証言はいずれも措信せず、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

1 控訴会社は、昭和四五年六月頃、その従業員の要求に対応するべく、経営協議会なるものを設置したが、同年冬季の一時金等の決定が一方的であるとする従業員らは、同四六年一一月二七日、日シ労組(六割程度が女性)を結成し、同労組はこれと同時に総評化学同盟に加入したが、他方、同年一二月一七日、労使協調を基本

姿勢とする全日シ労組が結成され、右労組は、これとともに全国化学一般労働組合同盟(全化同盟)に加入した後これを脱退していたが、更に、合成化学産業労働連 合(合化労連)に加入し、控訴会社との間で、昭和四六年から賃金等につき早期の この間で賃金引上げについて協定するとともに就業規則の改訂等をも 経ていた、ところで、昭和四八年二月、訴外gが控訴会社の労組担当となつた頃か ら、控訴会社は日シ労組との団体交渉を拒否するようになり、その後、控訴会社 が、発生した暴行事件につき、日シ労組の幹部らを傷害罪で告訴するというような事態となり、同四九年六月には、控訴会社内に、右従来の二労組のほかに職場と生 活を守る会(守る会)が発足し、この間の対立が問題とされるに至つた、そして、同五〇年一〇月頃には、控訴会社の要請により、右gのあとに訴外eが入社して、 業務内容の管理等に着手し、同五一年五月には、控訴会社の総務部長の地位にあつ たが、同人は、控訴会社の昭和四九年度以降の経営の状況が必ずしも良好でないと し、この原因は、製品の売上げ、及び、従業員の作業状況にあるとの認識に基づき、会社健全化の方策として、新たにいわゆる八〇パーセント条項なるものを導入し、従業員の貢献度を賞与等に反映させ、生産に最も直結する稼働率(稼働時間)によつてこの間に隔差を設けることにより、営業実績の向上をはかることとし、稼 働率ないしその向上を賃上げの条件とする条項の協約化を最重点対策として、同五 一年度の団体交渉に望むことを決定した。 2 被控訴人らは日シ労組に所属のところ、同労組(殆んどが女子労働者)は、昭和五一年度の賃上げにつき、同年三月二二日、控訴会社に対し、基本給の二四パー セントと一律一万円の賃金引上げ等を内容とした賃金引上げ要求をし、控訴会社に 対し団体交渉を申し入れたところ、控訴会社は、同年四月一五日、賃金引上げ額につき、昭和五〇年度の基本給のハパーセントとする旨の回答をしたほか、右賃金引 上げの対象者を稼働率八〇パーセント以上のものとするいわゆる八〇パーセント条 項、及び、右賃金引上げ時期を交渉妥結の月からとする旨の妥結月払条項を持ち出 この受諾を強く求めた。これに対し、日シ労組は、右条項に問題があるとし、 更に右稼働率算定の方法、基準について説明を求め、右八〇パーセント条項に該当 する休暇として、欠勤、早退、年休のほか、生理休暇、産前産後の休暇、組合活動に関する休暇について説明を得たが、その余の休暇の種類ないし稼働率の計算方法については必ずしも明らかにされないまま経過したが、同労組としては、右条項により賃金等に不利益を余儀なくされる女子組合員多数を擁することから、右条項によっての特別が全土なる。 全ての休暇が含まれると、その該当性は大であり、妥結月払条項をも含め、これら を絶対に容認することができないとし、控訴会社に対し、ひき継ぎ団体交渉を求め た、控訴会社は、右条項の協約化という既定方針を貫くため、自ら、その開催の日 時、時間、場所、出席者数等を限定提示して、日シ労組との団体交渉を拒否してい たが、その後、全日シ労組との間の右条項による協約締結の後である同年五月一八 日に至って、日シ労組に対し、右八〇パーセント条項を含む会社回答案に基づいて 妥結すること、更には、この調印のための団体交渉を求め、その後においては、控 訴会社において、右回答の内容を変更する意思はなく、留保条項の伴わない右回答 案で妥結するのでなければ、賃金引上げの団体交渉にも応じないとの態度を固執 し、右賃金引上げの交渉にも応じようとしなかつたため、実質的な団体交渉がもた れないまま経過していたが、控訴会社は、同年八月上旬頃、日シ労組に対し、右条 項を有効とする認識は崩していなかつたが、右条項に該当する場合でも、その翌年の一月ないし三月の間に右パーセントを維持する場合には、例外的にこれを適用しない旨のいわゆる見なおし条項(救済措置)について検討するとし、日シ労組に対 し、このような説明を伝えるようなこともあつた、日シ労組は、既に、右八〇パー セント条項等に関する控訴会社の強硬な態度にもかかわらず、控訴会社に対し、八 〇パーセント条項等の撤回を求めていたが、控訴会社が右態度を変更しない姿勢で あるうえ、右のように交渉が進展しない経過から、これが長びく場合には同労組員 の経済生活が窮迫することが予想され、全日シ所属従業員は既に右条項により交渉が妥結しその後賃金引上げが実施されて同年度の夏季一時金も支給されている状況であるほか、本件妥結月払い条項とのからみで、右交渉の妥結が遅れれば遅れるほど賃金引上ばの実施時期が漂延し、これに知る最の生活問題に発展することは ど賃金引上げの実施時期が遷延し、これらから組合員の生活問題に発展することな どを勘案し、右八〇パーセント条項ないし妥結月払い条項に対する追求及び斗争を 留保しつつも、同五一年八月六日の団体交渉において、控訴会社の提示する同年度 賃金引上げに関する回答案につき妥結し、全日シの場合とは異なり、「日シ労組は 本協定成立をもつて全ての争議行為を即日解除する」との条項を含む同年度の本件 協定を締結するに至つた。

三本件八〇パーセント条項の効力について

(一) 被控訴人らは、本件各協定のうち、前示のような稼働率八〇パーセント以下の者は翌年度の賃金引上げ(昇給)対象者から除く旨の条項(八〇パーセント条項)は、憲法一三条、二五条、二七条、二八条、労基法三九条、六五ないし六七条、労組法七条に違反し、民法九〇条の公序良俗に違反して無効であると主張し、控訴人らは、右条項が何ら違法でないと争うので、検討する。

1 まず、右条項の不就労時間に算入される原因項目に関する法律上の各特質等について個別的に検討を加える。

(1) 年次有給休暇

労基法三九条は、労働者が一年以上継続勤務し、全労働日の八割以上出勤した場合に、継続又は分割した六労働日の年次有給休暇を、その後継続勤務一年ごとに一労働日を加算した日数を、総日数二〇日の限度内において、年次有給休暇を与えるべき旨規定しているところ、右規定は、休日のほかに毎年一定日数の有給休暇を労働者に与えることによつて、労働者の側における人間的休息の要求に従いその心身の疲労を回復させ、また、使用者の側における再生産への労働力の維持培養を目的として法制化されたものである。

そして、右年次有給休暇は、労働者において自由に決しうるものであつて、右労働者の年次有給休暇権は、労基法三九条一、二項の要件が充足されることにより法律上当然に労働者に発生する権利であつて(なお、最高裁昭和四八年三月二日判決、民集二七巻二号一九一頁参照)、労働者が年次休暇をとつたことにより、いかなる不利益処分や処置を受けるべきものでなく、右は労働者の請求がなくても、使用者においてこれを与えるよう対労働者関係等において義務づけられているというであるから、右年次休暇の買上げ、ないしこれを放棄する旨の契約はもとより、右休暇の取得を間接的にも抑制する効果を伴う合意は、右労基法の趣旨に反するものというべきである。

(2) 生理休暇

労基法六七条は、生理日の就労が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならないと規定しているが、右は、女子特有の生理現象及びその就労の肉体に及ぼす影響を考慮した女子労働者保護の規定であり、その生理の内容等については個人差があるうえ、その客観的把握が困難であることから法制化の動きは各国で区々であるが、右規定の解釈としては、生理日における女子労働者の休暇権を法律上是認したものというべきであり、右権利を行使したことにより、欠勤扱いとして同期間中の賃金を支払わない以上に、これを賃金引上げ等において不利益取扱いをすることは、結局、右権利の行使を抑制するものとして、右法条に反する疑いを残すものというべきである。(3) 産前産後の休暇

労基法六五条は、産前及び産後の各六週間以内(もつとも、産前六週間と産後五週間以後は請求のあつた場合に限る)、女子労働者を就労させてはならない旨規定しているところ、右規定は、出産前後における母性保護の規定であり、右休暇に場は、法律上女子労働者の権利として是認されたものであり、これに、右休暇にり休業した期間は労基法三九条一項の年次有給休暇に関する規定の適用については出勤とみなされるとし(同条五項)、また、使用者は産前産後の女子が右休暇の出勤とみなされるとし(同条五項)、また、使用者は産前産後の女子が右休暇の間及びその後三〇日は解雇をしてはならない法律上の義務を負う旨定めている雇信(労基法一九条)等に照らすと、右休暇中の賃金の不払いが、双務有償である屋(労基法一九条)等に照らすと、右休暇中の賃金の不払いが、双務有償である屋債金引上げその他において不利益な取扱いをすること、ないしこれを実質的に抑制することは不当であるというべきである。

(4) 育児時間

労基法六六条は、生後満一年に達しない生児を育てる女子から請求があつた場合には、正規の休憩時間(労基法三四条)のほか、一日二回各々少くとも三〇分間、当該女子労働者を使用してはならない旨規定しているところ、右規定は、生児に授乳その他世話をするための時間と、一般の休憩時間を各別に確保し、かかる女子労働者に作業から離脱することを権利として是認した保護規定であるから、これを有給としないことを超えて、右育児時間をとつたことを理由に、賃金引上げ等で不利益な取扱いをしたり、この取得を抑制する措置をとることは、右規定の趣旨から疑問があると考えられる。

(5) 労働災害による休業及び通院時間

ものとされ、右業務上の傷害や疾病の回復のため、やむなく休業し、或いは通院をした場合に、その不就労を理由に、その後の賃金引上げやその他の点において、の労働者と差別し不利益な取扱いをしない義務を使用者において負担するというである。そして、前示休業補償のスライド制を認めた労基法七六条二項の趣旨に照らして考えれば、労働災害後の経済事情の変動等のため、同一事業場における同種の労働者の賃金が上昇した場合には、使用者は、労働災害により休業していた労働者がその後就労するに至つた際の賃金も、むしろ、右上昇割合に応じて上昇さるべき法律上ないし条理上の義務があるものと解すべきであつて、右労働災害による休業や通院による不就労を理由として、賃金引上げを拒否することは、右労基法の各規定の趣旨に照らして許されないというべきである。

(6) ストライキ、団体交渉及びその他組合活動

では、対する要求を貫徹するため、ストライキや団体交渉を行うことは、憲法二八条で保障された権利であって、労働者が大きを大動とし、これに対応する賃金を支払わないことは、場合、これによる不就労を欠勤とし、これに対応する賃金を支払わないことは、第個者側の事情のみでなく、使用者側の対応姿勢により決せられる側面においる、近日の事情のみでなく、使用者側の対応を理由としても別を設けて、その将まであるが、から、正当なストライキや団体交渉には、他の労働者との間に差別を設けて、またの引上げ(昇給)を拒否し、ストライキや団体交渉の原因を問わず、右交政があるによることは、結局、いてあり、これにつき労働者による包括の下のがあるによっても許されないというべきである。けだには、必要的に不就労を伴うので、ストライキや団体交渉には、必要的に不就労を伴うので、ストライキや団体交渉には、必要的に不就労を伴うので、ストライキや団体交渉には、必要的に不利益を与えることは、ストライキや団体交渉をの不利益を欠如する以上の不利益を与えることは、ストライキや団体交渉を収加する以上の不利益をした不利益取扱いにほかならないというべきである。

なお、ストライキや団体交渉以外の日常の組合活動についても団結権の保障として保護せられるべきであるが、右活動は、勤務時間外になされるのが原則であるから、これにつき使用者の承認を得た場合、労働者が雇傭契約上の義務の履行としてなすべき諸作業と両立し、その態様上業務に支障を及ぼす虞れのない場合、その他、組合の団結ないし労資交渉等に関する緊急の必要性が認められるなどの例外的な場合を除き、勤務時間中の日常組合活動による不就労を、賃金引上げの非該当要因たる不就労時間に設けまることは必ずしも違法としてないというできてある。

2 次いで、右不就労時間に算入される原因項目と、これの積算により全労働時間の二〇パーセントを超える場合に、賃金引上げ(昇給)の対象から除外するとの規定との関係について考える。

(1) 本件八〇パーセント条項は、前示のとおり、稼働率八〇パーセント以下の者を賃金引上げ対象者から除外するというものであり、右規定の仕方が一般的概ちであるため、控訴会社が既に説明したような年次有給休暇、生理休暇等のほかに、控訴会社の意図、更には日シ労組との労使関係によるでは、稼動率用水とする項目中に諸多の項目を意図的に導入する可能性を残し、例えば、慶弔休にであるに慣行に委ねるべき場合はさて置くとしても、交通機関による延着のように慣行に委ねるべき場合はさて置くとしても、交通機関による場合、おりに置きない。 者が無責の場合、国法上の義務に基づき証人等としてずになる場合、おりは、これにより当る点は別として、これらにより賃金の引上げになる場合にないたまないのようには許されるの事項が無制限に右移動率項定の基礎とされる余地を残すしてあるに立たのパーセント条項は、このような項目についての法的な保護を形骸化するとに道を開く虞れがあるというべきである。

(2) しかも、右八〇パーセント条項の適用により、その各年度の該当者が賃金引上げ(昇給)が得られないという結果は、一旦生起した賃金額の差が長期的にその労働者が退職するまで継続し、その間実質的な賃金の低落を肯認することとなるものであるところ、しかも、右対象から除外するための稼働率等算定の基準も明らかでなく、このようにして生起した賃金額の差が労働者の賃金額の全体に重大な影響を及ぼすものであり、したがつて、将来の労働条件を本件八〇パーセント条項のような形式で協定するについては、大きな問題を残すというべきである。

(3) 本件八〇パーセント条項が、およそ不就労の原因を問わず年次有給休暇その他を欠勤、遅刻等と同列に積算し、これらによる不就労時間が全労働時間の二〇パーセントを超える場合賃上げ対象者から一般的に除外するとすれば、労働者において右二〇パーセントの限界を意識し、不慮の事故等を見越して、右対象から排除

されないためにも、右労基法、ないし労組法上の権利行使を自制し、この不利益を欠勤に対応する賃金額にとどめ昇給上の不利益を回避しようとすることは自明であるから、このようにして、八〇パーセント条項は、不就労時間の単純集計という算定方法により、労働者に対し、労基法等による権利行使を一般的に抑制する機能を有するものとして、制度そのものとしても問題を包蔵するものというべきである。 3 本件八〇パーセント条項の現実の適用について

3 本件八〇パーセント条項の現実の適用について 成立に争いのない甲第四三、第四四、及び、第七七号証、同第九五号証の一、二 (原本の存在も争いがない)、乙第七及び第八号証、原審における被控訴人 h 本人 尋問の結果により真正に成立したと認める甲第五〇ないし第五二号証、同第五七号 証、原審における被控訴人 c 本人尋問の結果により真正に成立したと認める同第五 五号証、原審証人 b の証言、原審における被控訴人 d 、同 c 、同 h 本人尋問の各結 果に、弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められ、右認定に反する当審証人 f の証言は措信せず、他にこれを左右するに足る証拠はない。すなわち、

(二) 控訴人は以上に対し、本件八〇パーセント条項は違法無効でなく、労働者 の権利を抑制しようとするものでもないと主張するので検討する。

1 稼働率算定の基礎となる該当項目を、昇給について不就労として考慮するのが違法でないとする点について、

違法でないとする点について、 (1) 年次有給休暇は労基法により認められた権利であるから使用者としては、 同法三九条三項による時季変更権を行使する場合を除き、右権利行使を妨げてはな らず、これを行使したことを理由に、賃金引上げ等で差別することが許されないこ とは前叙のとおりであり、生理休暇、産前産後の休暇等についても、女子労働者保 護のため労基法により認められた権利であるから、この権利を行使したことにより 将来の賃金引上げ等において差別することは不当であつて、右については、労基法 上有給とすべき旨の定めを欠くこと、更には、控訴会社において産前産後の休暇等 につき賃金を払つていることによつて、左右されるものでないと解されるから採用 できない。

ついで、控訴人は、一〇年勤続の女子従業員が、法定の年次有給休暇二一日を 2 全部とり、生理休暇を毎月二日として年間二四日とつたとしても(以上、四五 その余の不就労がない限り、その稼働率は八三・三パーセントとなり、本件 八〇パーセント条項に該当しないとし、現に右八〇パーセント条項に該当するとし て賃金引上げ対象から除外された者は極めて少ないとし、その適用が限定されてい ることから、右条項は有効であるとするので考えるに、原審証人 e の証言 (第一回、一部)及び弁論の全趣旨によれば、控訴会社の昭和五一年度における所定労働日数は約二七〇日であり、その二〇パーセントは約五四日であることが認められる から、右のように休暇を取得する前提による場合、これが二〇パーセント以上とな らないことは計数上明らかであるけれども、前示のとおり、本件八〇パーセント条 項に含まれる不就労時間には、年次有給休暇、生理休暇のほか、産前産後の休暇、 労働災害による休業及び通院、ストライキ等による不就労が含まれ、更に、このほ か、不就労の殆んどを含む運用が可能であるから、産前産後休暇以下の不就労の状 況によっては、年次休暇をとることによって、直ちに右八〇パーセント条項に該当するとして賃上げの対象から除外されることが考えられ、このような不利益取扱い の結果を容認する規定自体に問題があるというべきだから、年次有給休暇のほかに 女子労働者に特有な生理休暇日数だけを合算して右条項不該当をいうのは適切でな い。そして、前掲e証言では、右条項の八〇パーセントの定めが、労働者の年次有 給休暇等の日数から算出されたとするけれども、右八〇パーセントの稼動率そのも のに合理的根拠はなく、これが全体として無効と判断されるべきものである以上は、控訴会社において、右条項に該当するとして賃金引上げの対象から除外する事例を少なくする運用があるからといつて、右条項の効力が左右されることはないというべきである。また、各条項に該当する場合でも、翌年の一月ないし三月(又は五月)の間の稼働率により、大条項の適用を排除するようにないた。 五月)の間の稼働率により、右条項の適用を排除するとのいわゆる救済措置があ り、原審証人bの証言、及び、前掲eの証言によれば、控訴会社において昭和五二 年以降において右救済措置による右八〇パーセント条項の適用されなかつた例が皆 無でないことが認められるけれども、かかる方策が存在し、控訴会社の意思にかかる運用があるからといつて、右八〇パーセント条項の無効が治癒されるものでもな い。

しかしながら、まず、前示のとおり、年次有給休暇等の休暇を取得し、労働災害

四 本件各協定中の賃金引上げ部分の効力について

(一) 控訴人は、本件八〇パーセント条項は、本件各協約の締結にあたり希求した目的自体であり、その賃上げ額と不可分一体となつた協約の重要な要素であるから、右条項が無効であるとすれば、賃金引上げを認めた本件各協定全部が無効とされるべきであると主張するので検討する。

しかも、右八〇パーセント条項には、本件各協定による賃金引上げの非対象者として、雇員、アルバイト、パートタイマー、新入社員と並列的に取扱われていることが認められるから、右八〇パーセント条項部分の有効性が否定されたときには、その部分を無効とすれば足りるというべく、これが協定全体の効力に影響すると解ることは、控訴会社と日シ労組間の協定の不存在を招来することとなり、また、これを付款とすると、違法な条項の有効性を条件とする協定を予定することとなって、いずれも不合理であるというべきであるから、本件八〇パーセント条項が本件を協定の重要な目的、要素であり、これが条件とされていたとし、その無効から本件各協定を各無効とすべきだとする。

2 ついで、控訴人は、本件八〇パーセント条項の有効なことを本件各協定の重要な要素として本件各協定を締結したから、右条項が無効であれば、本件各協定はその要素に錯誤があつたこととなり、右各協定を無効とすべきであるという出が右名協定を締結するに至つた状況、及び、本訴提起の事実に、弁論の全趣旨を総合すると、控訴会社において右八〇パーセント条項を有効と考えていたのに反し、日シ労組はむしろこれを違法として異議をとどめつつ本件各協定を締結したと認めるのが、以上によれば、右八〇パーセント条項を右各協定中に掲記するについてあり、以上によれば、右八〇パーセント条項を右各協定中に掲記するにしたというがきであり、以上によれば、右八〇パーセント条項を右各協定中に掲記するとに両者は一致し、また、控訴会社の錯誤は、事実についてでなく右八〇パーセント条項の有効性に関して存在したというべきであつて、控訴会社の右のような錯誤を決断である。

(二) 一般に、協約の一部が強行法規に違反する等の理由により無効である場合 には、右強行法規の規定の趣旨ないし条理により、これを合理的に解釈して、協約 全部を無効とすべきか否かを判断すべきであるが、右協約の性質上、その無効とさ れる部分が労基法等強行法規違反を含む条項である場合には、当該条項のみを無効 とし、その余の部分の有効性に影響がないと解するのが相当であるところ、本件八 〇パーセント条項は、その稼働率の基準とされる不就労時間をその原因を問わず集積するものとして、全体として、労基法等及び民法九〇条に牴触するものであるから、右条項のみを無効とするのが、右法規の趣旨に合致するというべきであり、ま た、仮に、右八〇パーセント条項が無効であるため、本件各協定全部が無効になる とすれば、日シ労組については賃金引上げの行われない状態となり、極めて不利益 な結果となるのに対し、控訴会社は、右違法な八〇パーセント条項を提示したため に、現在まで賃金引上げ交渉を遷延して賃金引上げを免れることとなつて不当に利益を得ることとなり、これに、弁論の全趣旨により明らかな本件被控訴人以外の日シ労組員らに対し、本件各協定による賃金引上げが実施され、これにみあう賃金が 支払われている事実等を総合勘案すると、本件八〇パーセント条項が無効なため、 賃金引上げを含むその余の本件各協定をすべて無効であると解するのは、実質的に みても著しく不合理であるから、本件八〇パーセント条項のみを一部無効とし、 れ以外の本件各協定(但し、後に判断する妥結月払条項、及び、前叙の五一年度協 定等により解決済みとする各条項を除く)については、これを有効と解するのが相 · 当である。

でお、 空話、 でお、 で記載しているとしても、これを全部無効とするのでなく、右条項の基礎項目のうち不適当、無効とされる項目を除いた八〇パーセント条項として存置、適用することが、一部無効の解釈理論に合致すると述べるけれども、前示のように右項目中には各保障の程度等から不就労とすることが違法でない項目を含むとしても、まず、右八〇パーセント条項は、労基法や労組法など労働者保護のための強行法規等に違反する項目を数多く包含するものであり、しかも、右原因項目は、それぞれ、右条項の稼働率のパーセント充足 に影響を与えるものとして相互に関連していることから、これらが総体として強行 法規ないし公序に反すると解されるべきであることは前示のとおりであり、右稼働 率計算の基礎とされる項目の大部分につき右強行法規等に対する違背が認められる 以上、その総体としての右八〇パーセント条項の無効を招来すると解するのが、右 各法規の趣旨に合致すると判断されるから、控訴人の右主張も採用することができ ない。

妥結月払条項の効力 五

被控訴人らは、本件各協定中、妥結月払条項は無効であり、当該年度の四月実施 とすべきであると主張し、控訴人においてこれを有効とするので検討する。 団体交渉において労使の双方がその要求や回答の内容に如何なる条項を提示し ても、原則として自由であつて、賃金引上げの実施時期を交渉妥結の日からとする 旨の条項も、賃金引上げの実施時期が最終的には労使の合意によつて決定されるべ きものであるところからすれば、これを直ちに違法とすることはできない。しかし ながら、右要求や回答の一部に強行法規違反のものがあり、相手方がその受諾をし なければ賃金引上げ交渉を妥結させないとの態度を固執し、経済的弱者である労働者(労組)に対する会社の提案を完徹する手段、ないし、その交渉の結果として、 賃金引上げの実施時期を右交渉、妥結が遷延した時点である妥結の月と定めること は、右強行法規によつて支えられる秩序を濫すこととなる虞があるし、右遷延の結 果を全て労働者(労組)側に帰することとなり、労資双方の公平ないし信義則にも 末で主て刃側有 (刃組) 側に帰りることとなり、刃員及力の公牛ないと信義則にも 反することとなるから、違法たるを免れないと解すべきである。 2 これを本件についてみるに、前示二で認定のとおり、被控訴人らが所属する日 シ労組は、昭和五一年度の賃金引上げを要求していたところ、控訴会社は、本件八 〇パーセント条項及び妥結月払い条項を提示してその受諾を求め、この回答案につ き妥結するのでなければ、右賃上げ要求に応じないとの態度を持し、これに対し、 日シ労組は、組合員の経済的困窮等を考慮して、同年八月六日、同年度の本件協定 を締結し、同五二年度の賃金引上げに関しても、控訴会社は、同様に右八〇パーセ ント条項及び妥結月払条項を提示し、同年六月三〇日、右条項のほか、同五一年度 協定により解決済みとの条項を含め、同年度の協定を締結するに至つているもので

あり、以上の事実に、弁論の全趣旨を総合すると、日シ労組の控訴会社に対する昭和五一年度及び同五二年度の賃金引上げ交渉の妥結が遷延したのは、控訴会社が本件八〇パーセント条項を提案したため、これが違法であり受諾することができない とする日シ労組の対応の姿勢、及び、控訴会社が、日シ労組において右条項を受諾 するのでなければ交渉に応じないし、交渉を妥結しないとの強い態度を固執したこ とに起因するというべきである。

3 そしてまた、前掲乙第一号証、同第五号証の三、同第六号証の二、同第一二、 一三号証、成立に争いのない甲第二一号証、同第三四号証、乙第一〇号証、原審証 人bの証言により真正に成立したと認められる甲第二二号証、原審証人bの証言、 及び、弁論の全趣旨を総合すると、本件各協定による賃金引上げのなかには、定期 昇給とベースアツプ分が含まれているところ、控訴会社の賃金規則(乙第一〇号 証)では、定期昇給は毎年四月に実施する旨定められており(第四九条)、これ 個々の労働者との労働契約の内容となっていること、そして、控訴会社では、昭和 五〇年度までは、定期昇給もベースアツプ分も一緒にして毎年四月一日から実施さ れていたところ、昭和五一年度に突然妥結月払条項が持ち出されたこと、以上の事実が認められ、右認定に反する証拠はない。そして、このように、控訴会社が、従 前の取扱慣行を変更し、昭和五一年度から賃金引上げの時期を四月一日とせず、賃 金引上げ交渉の妥結したときからとしなければならない合理性のあつたことについ ては的確な証拠はない。かえつて、前記のとおり、控訴会社が営業実績の向上を理 由として、昭和五一年度の賃金引上げ交渉時から始めて本件八〇パーセント条項を 提示し、これと同時に、賃金引上げの実施時期を交渉の妥結した月からする妥結月 払条項をいわばセツトにして持出している状況からすると、妥結が遷延したことによる不利益を、その遷延の原因を不問としたまま、全て日シ労組側に帰することにより、右組合側に右八〇パーセント条項の早期受諾を迫る交渉の手段として本件妥結月払条項を提示し、現に、日シ労組において右不利益等に対する配慮から、右提 案に屈し、本件各協定の締結に至つていることが推認される。

そして、以上の事実によれば、控訴会社は、日シ労組に対し、既述のように強行 法規ないしその趣旨に反する本件八〇パーセント条項を提案し、これを受諾するの でなければ団体交渉に応じることも、また、協定を締結することもできないとして、同労組に対し右回答の受諾を強要しつつ、同労組がこれを受諾するまで賃金引 上げの時期を繰下げるものであり、しかも、右遷延につき、その原因が労資のいずれにあるかを問わず、右交渉の妥結月をもつて賃上げ実施の月とするものであり、以上は、強行法規秩序や信義則に反するものと評さざるを得ないから、昭和といてである。もつとも、控訴人は、かかる交渉経過の違法を右妥結月払条項のと対した。もつとも、控訴人は、かかる交渉経過の違法を右妥結月払条項のとも、控訴人は、かかる交渉経過の違法を右妥結月払条項のとも、控訴人は、かかる交渉経過の違法を右妥結月払条項のとも、を判断するに際し考慮するの治に至る動機、経過年をあり、これの選延した。おり、の書になる本件八〇パーセント条項を完徹する手段であり、また、右妥結月払条項を強行法規秩序ないとに反対のであるとして、右妥結月払条項を強行法規秩序ないまた。右昭和五一年度及び同五二年度の妥結月払条項が無効であっても、その実なが、右昭和五一年度及び同五二年度の妥結月払条項が無効であっても、その実

なお、右昭和五一年度及び同五二年度の妥結月払条項が無効であつても、その実施時期は、控訴会社の取扱い慣行に従い四月一日とすれば足りるところであり、前示のように、本件八〇パーセント条項が無効とされる場合、この実現の手段等としての右妥結月払条項についても、右条項のみの一部関連無効を招来するにとどまると解するのが相当であり、右各条項(なお、本件各協定中のいわゆる確認済み条項も同様である)を除くその余の本件各協定の効力に影響を及ぼすものでないことはいうまでもない。

六 被控訴人らに対する未払賃金等

次のとおり付加訂正するほかは、原判決理由説示のとおりであるから(原判決理由第六項、同九八丁裏二行目から同一〇五丁表二行目まで)、これを引用する。 1 原判決一〇二丁裏末行「本件は、」を、「本件各協定中の八〇パーセント条項の違法無効を理由として、この賃金引上げ除外(昇給停止)に伴う賃金引上げ不実施の結果として、その」と改め、同一〇三丁表末行「原告ら主張の」から一〇四丁表三行目までを次のとおり改める。

被控訴人ら主張の控訴会社の行為により、右請求権が直ちに侵害されたということはできず、控訴会社及び日シ労組の本件各協定締結に至る交渉経過等に認める、控訴会社の右賃金差額等の不払いが、これが行為を構成されるとしてされる財産とによる財産の表達を得ない。のみならず、仮に、これが行為を構成されが暗ととであるといるとによる財産した。これが変がある場合には、これができないでの精神のである場合には、これでの特別の事情がある場合には、は、一つのである場合には、一つのである場合には、一つのである場合には、一つのである場合には、一つのである場合には、一つのである場合には、一つのである場合には、一つのである。とのできないがあるには、一つのであるには、一つのであるは、一つのであるには、一つのであるには、一つのであるには、一つのである。とがの事情がある。とができない。

なお、被控訴人らは、控訴会社が右無効の八〇パーセント条項に基づき賃金引上げを見送つているのは、他の労組員らに対するみせしめであり不当な差別であった。これにより被控訴人らの被つた精神的苦痛は慰藉されるべきであり、これにより被控訴人らず、控訴会社の不法行為を構成すると解結によれば、領控訴人ら所属の日シ労組において右協定を一応妥結せしめて、これにつき控訴会社の日シ労組に対する不当労働行為の疑いを完全に払いることができないけれども、右協定について重大な争点とされた右八〇パーセント条項の無効が確認され、右協定について重大な争点とされた右八〇パーセント条項の無効が確認され、右協定について重大な争点とされた右八〇パーセント条項の無効が確認され、右協定について重大な争点とされた右八〇パーセント条項の無効が確認され、右協定について重大な争点とされた方の語求による損害の回復とともに精神的苦痛が慰藉されることに対しているのが相当であるから、これを直ちに表現しているのが相当であるから、これを直ちに表現していることに対しませている。

2 原判決一〇四丁裏一行目「被告の本件」から同三行目「通りであるし、」までを、「控訴会社による本件賃金差額等の不払いが直ちに不法行為を構成するものといえないことは前示のとおりであり、」と改め、同裏八行目「本件において」から同裏一二行目までを次のとおり改める。

本件では、被控訴人らは、右のとおり雇傭契約上の権利に基づき未払いの賃金差

額等を請求できるから、不法行為に基づく賠償請求を余儀なくされたということができないばかりか、控訴会社における本件八〇パーセント条項導入の動機、本件協定中における右条項の存在を前提とすると、右賃金差額等の請求権の成否をめぐり被控訴人らの本訴請求につき応訴することが、直ちに不当抗争とすることもできないというべきである。

なお、被控訴人らは、右弁護士費用の請求についても、控訴会社による手のこんだ不法な行為に対し、その違法状態の回復のため訴訟委任せざるを得なかつた旨述べ、安全配慮義務違背の事例における弁護士費用肯認の事例に言及するけれども、本件は前示のとおり賃金差額等の債務不履行責任を追及するものであつて、控訴会社の応訴を直ちに不当な訴訟追行と認められないから、弁護士費用を独立して賠償請求することを認めることはいずれにせよ困難といわざるをえず、他の賠償責任領域でこの肯定例があるとしても、右債務不履行について弁護士費用請求を理論上肯認しえないから、以上の被控訴人らの主張も排斥を免れない。 七 結論

してみると、原判決主文第一ないし第五項の限度で被控訴人らの請求をいずれも認容し、その余の慰藉料及び弁護士費用請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、控訴人の本件控訴及び、被控訴人らの附帯控訴はいずれも理由がないから、これらをそれぞれ棄却することとし、控訴費用、及び、附帯控訴費用の負担につき、民訴法九五条、八九条、九二条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。(裁判官 大野千里 林義一 稲垣喬)

別紙請求債権目録1~4(省略)